

# 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年2月28日

独立行政法人  
鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
契約担当役  
北海道新幹線建設局長 長谷川 正明

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

## 1 当該招請の主旨

本業務は、業務上必要な場合、電話等による配車により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局職員の指示する目的地まで安全に運送する業務又はタクシーが利用できることを目的としたタクシーチケットの供給業務を行うものである。

本業務の実施に当たっては、当機構北海道新幹線建設局におけるタクシーの利用状況等を踏まえ、利便性及び使用実績の有する特定の者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定の者以外の者で4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者及び当該応募者との契約手続に移行する。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 借上乗用自動車（タクシー）の供給業務
- (2) 業務内容 電話等による配車及びタクシーチケットの供給業務
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 契約日 契約締結日は令和6年4月1日とする。ただし、4月1日において予算の執行が可能でなかった場合は、4月2日以降に予算の執行が可能となった日とする。

## 3 業務目的

本業務は、当機構北海道新幹線建設局の職員が業務上必要な場合にタクシーを電話等に

より配車し、当機構北海道新幹線建設局の職員が指示する目的地まで安全に運送すること及びタクシー利用に際し現金に代えて乗車が可能となるタクシーチケットの供給業務を行うことを目的とする。

#### 4 応募要件

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 4 条又は第 5 条に該当しない者であること。
- (2) 過去 1 年間に於いて、国土交通省北海道運輸局（以下「北海道運輸局」という。）及び国土交通省東北運輸局（以下「東北運輸局」という。）より、業務の停止以上の行政処分を受けていない者であること。
- (3) 本件に関する次の参加条件をすべて満たしている者であること。ただし、詳細は別途交付する説明書によるものとする。
  - ① 事業の種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受け、かつ、営業区域として北海道運輸局札幌運輸支局、同函館運輸支局、同室蘭運輸支局又は東北運輸局青森運輸支局のいずれかの許可を受けているタクシー事業者を対象としたタクシーチケットを供給できること。
  - ② 供給するタクシーチケットで配車可能なタクシー車両台数が、北海道運輸局札幌運輸支局、同函館運輸支局、同室蘭運輸支局及び東北運輸局青森運輸支局の各営業区域の合計で 100 台以上であること。
  - ③ 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 5 年 12 月 22 日変更閣議決定）」における「22－8 旅客輸送（自動車）（1）品目及び判断の基準等」を満たしていること。
  - ④ 有効に使用できるタクシーチケットを無償で当機構北海道新幹線建設局に提供できること。
  - ⑤ タクシー利用料金を除く事務取扱手数料等の料金が当機構北海道新幹線建設局に対して発生しないこと。
  - ⑥ タクシー利用料金の支払は、1 か月毎の精算払いとすること。
  - ⑦ タクシー料金請求書は毎月末日締めで、翌月 15 日までに提出が可能であること。  
なお、請求書には内訳明細書及び使用済タクシーチケットの写しを添付すること。
  - ⑧ 接客態度、運転技術に優れ、安全かつ的確に目的地まで運行できること。
  - ⑨ 上記①から③までについては、これらの事実を証明又は確認することができる書面の写しを参加意思確認書の提出期限までに提出すること。
- (4) 応募者がタクシーチケット会社である場合にあつては、発券するチケットにより利用が可能なタクシー事業者少なくとも 1 者が前号及び前々号の要件を満たしていること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5 手続等

### (1) 担当支社等

〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西1丁目1番地（マルイト札幌ビル6階）  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
北海道新幹線建設局 総務部契約課  
電話 011-231-3489 F A X 011-251-6841  
電子メールアドレス keiyaku.spp@jr-tt.go.jp

### (2) 内容説明書等の交付期間及び交付場所

#### ① 交付期間

令和6年2月28日（水）から令和6年3月19日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、10時から16時まで。（12時から13時の間は除く。）

#### ② 交付場所

5(1)に同じ。

### (3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

#### ① 提出期限

令和6年3月21日（木）16時まで

#### ② 提出場所

5(1)に同じ。

#### ③ 提出方法

提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。

## 6 内容説明書等に対する質問及び回答

### (1) 内容説明書等に対する質問がある場合は以下により提出すること。

#### ① 提出期間

令和6年2月28日（水）から令和6年3月12日（火）までの休日を除く毎日、10時から16時（12時から13時までの間を除く。）まで

#### ② 提出場所

5(1)に同じ。

#### ③ 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより書面で提出すること。なお、郵送又は電子メールで提出する場合は、5(1)に事前に連絡を入れること。

### (2) 全ての質問に対する回答を次のとおり閲覧に供する。

#### ① 回答方法

質問に対する回答は、内容説明書等を受け取った全ての者に対して、令和6年3

月 14 日（木）までに電子メールにて回答する。

② 閲覧期間等

令和 6 年 3 月 14 日（木）から令和 6 年 3 月 19 日（火）までの休日を除く毎日、10 時から 16 時（12 時から 13 時までの間を除く。）までの期間とし、5 (1) の場所で閲覧に供する。

7 参加意思確認書の審査

- (1) 参加意思確認書が提出された場合、審査を行う。
- (2) 上記(1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知する。
- (3) 上記(1)の審査の結果、応募要件を満たさない者に対しては、応募要件を満たさないとされた理由を通知する。
- (4) 審査結果通知日は、令和 6 年 3 月 22 日（金）を予定している。
- (5) 参加意思確認書の様式は別添のとおりである。
- (6) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とする。
- (7) 参加意思確認書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された参加意思確認書は、返却しない。
- (9) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (10) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めない。
- (11) 参加意思確認書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口  
5 (1) に同じ。
- (3) 資格審査  
当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

9 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとお

り、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内）